

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について 「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。 しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては、達谷窟、柳之御所遺跡（岩手県管理）の2資産の拡張登録を目指しているところです。 つきましては、世界遺産の拡張登録の推進に向けて、より一層のご指導とご支援を要望します。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、県と関係3市町において、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することを申し合わせたところです。 県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、専門的・技術的な支援を行っていくとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた支援をしていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>
<p>2 「平泉の文化遺産」の保存管理について 「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。 世界遺産委員会の決議では、未整備の「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績をユネスコ世界遺産センターに提出すること、また登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことなど、登録後の保存管理について要求がなされているところです。 近年、世界遺産委員会では、「登録後」の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。 一方で、世界遺産委員会や国際記念物遺跡会議（イコモス）との調整に当たっては、国・県の専門的な助言が必要となっております。 つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理について、より一層のご指導と財政的なご支援を頂きますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合については、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。 今後も、この補助制度を活用しながら、世界遺産委員会等で指摘された課題に対応するとともに、より適切な保存管理がなされるよう支援していきたいと考えています。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 柳之御所遺跡の史跡整備について</p> <p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省(当時)の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。</p> <p>平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所を開設し、内容確認調査を実施しております。史跡整備計画については、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成19年度に整備実施計画を策定しました。</p> <p>また、史跡整備については、計画に基づいて進められ、平成22年4月に史跡公園として暫定開園後は、現在も引き続き、県が事業主体となり、発掘調査、公有化等が進められております。</p> <p>つきましては、「柳之御所遺跡」が保存されるに至った経緯等を考慮し、猫間ヶ淵跡の公有化をはじめ、県が全面的に史跡整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定し、29年度には堀外部地区を含めた形に整備計画を改定しました。これらの調査・整備計画を踏まえ、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っています。</p> <p>史跡整備とともに、整備対象予定地(堀内部地区・堀外部地区)の約8.7haの土地公有化を、平成13年度から実施していますが、まだ完了していません。</p> <p>県としては、まずは整備基本計画において整備対象とされている範囲の公有化及び整備について、最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>4 史跡等の整備・活用に係る予算等の拡充について</p> <p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるために、これを積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>多くの史跡や埋蔵文化財を有する本町には、これらの整備・活用を図り、その価値を未来に伝えていく責務があります。特にも世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の2つの庭園の整備は、世界遺産委員会からの要請事項で、喫緊の課題となっております。</p> <p>また、町内の整備された史跡では、経年による劣化等で再修理の時期を迎えており、さらに今後の整備・活用のための公有化も控えていることから、多額の費用が見込まれております。</p> <p>つきましては、世界遺産登録後の史跡等の整備・活用に万全を期するため、より一層のご指導と財政的なご支援を頂きますよう積極的な助成等について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平泉町の世界遺産関係史跡等整備については、厳しい財政状況が続いている現状とともに、東日本大震災津波からの復興に伴う対応等もありますが、平成31年度当初予算においても要望額を全額措置して対応することとしています。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の早期設置について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。</p> <p>また、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多いことから景観的にも優れ、さらに遺跡が地下に良好な状態で保存されています。</p> <p>つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立博物館の誘致や、平泉文化を総合的に調査・研究し、その成果を公開・活用する平泉文化研究機関を早期に設置されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、極めて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を継続して行っていきたいと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施しており、若手研究者との共同研究により、研究者相互のネットワーク作りや研究者の育成を図るとともに、平泉文化フォーラムを開催し、その研究成果を広く発信しているところです。</p> <p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度より、内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進しています。</p> <p>県としては、こうした取組に基づきながら、今後設置予定の新ガイダンス施設への機能を含めて、引き続き県立の研究機関の設置について検討を進めていきたいと考えています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>6 「平泉スマートインターチェンジ」の整備促進について</p> <p>「平泉スマートインターチェンジ」は、観光客の利便性向上による観光業の振興や観光シーズンの渋滞緩和、居住者の利便性向上等を目的に実施計画を策定し、平成26年度に国土交通省に採択され、企業誘致の促進や地域産業の活性化にも期待されております。</p> <p>本年度は、スマートインターチェンジの設置効果を的確に取り込み、新たな拠点の形成に向けた地域づくりを推進する必要があることから、スマートインターチェンジ周辺地域の目指すべき土地利用の在り方について関係者と協議を重ねているところであります。</p> <p>つきましては、スマートインターチェンジ設置によるさまざまな効果が見込まれることから早期完成を図るためにも、国に対し必要な予算確保の要望など特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平泉スマートインターチェンジの整備は、交通アクセスの向上により、観光振興や企業誘致の促進による産業振興に大きな効果が期待できるものと認識しており、整備促進が図られるよう、今後も貴町と連携を図りながら、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。</p> <p>(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について</p> <p>一般国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車関連産業の物流や経済の主軸となっている幹線となっておりますが、積雪による路面の凍結、道路勾配がきついことによる冬期特有の速度低下が発生し、大型車等の通行に影響が出ております。</p> <p>つきましては、冬期においても安全安心で、信頼性の高い交通確保のため、道路拡幅等の対策や冬期速度低下対策が行われ、幹線道路ネットワークが形成されるよう国への働き掛けについて特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて、引き続き国へ要望していきます。(B)</p> <p>なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、安全安心な道路交通の確保対策として、スタック車両対応等、除雪体制を強化していくと国から聞いています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:2</p>
<p>8 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について</p> <p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が年々増加傾向にあります。</p> <p>つきましては、平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの区間(2,750m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行に支障を来している現状であります。</p> <p>つきましては、近隣市町村を結び広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>御要望の平泉町長島字田頭(たがしら)地内から同竜ヶ坂(りゅうがさか)地内までの整備については、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>また、一般県道相川平泉線については、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:2</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 (仮称) 栗原北上線(西ルート)の県道認定及び整備について 近年、本町及び近隣市町においては、東北縦貫自動車道西側地区における工業団地等の整備が進んでおりますが、これらの進展と地域間交流を促進するためには、幹線道路をはじめとする道路網の整備が必要であります。 つきましては、宮城県栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市(衣川地区・前沢地区・胆沢地区)・金ヶ崎町を縦断し、北上市を終点とする路線の県道昇格と、広域的な整備をされますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がありますが、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担等を総合的に判断のうえ行うこととしています。 なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。 (C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>
<p>10 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について 一関遊水地事業の小堤整備が完了間近になり、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。 また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安に感じております。 つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、矢の尻川排水樋管への強制排水機場の設置や、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一関遊水地事業に伴う内水被害対策について、矢の尻川における強制排水施設については、国と調整を図りながら、設置する計画としています。 また、徳沢川など小河川の内水対策については、貴町との調整も踏まえ、広域的な運用を前提とした可搬式排水ポンプを平成29年度末に鈴沢川合流部に整備しました。しかし、一定規模以上の降雨の際には、可搬式ポンプの能力を超える内水が発生することも想定されますので、その際は、国土交通省が保有する排水ポンプ車での対応も考えられます。 このことから、県としても、昨今、局地的な大雨が多発している状況を踏まえ、移動用排水ポンプ車による対応は有効と認識していることから、町と連携を図りながら、今後も国と排水ポンプ車の増台や円滑な運用について調整を行っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>
<p>11 主要地方道平泉巖美溪線の歩行者、自転車道路整備について 当該路線は、JR平泉駅と一関市巖美町地内を結んでおり、世界遺産登録以降、レンタサイクルを利用して達谷窟を訪れる観光客が増加しております。 また、沿線には、巖美溪や温泉宿泊施設などがあるため、連日大型バスが多く走行しております。 このため、自転車通学の学生やレンタサイクルを利用する観光客は、狭隘な歩道を走行しているとともに、路面も痛んでいることから通行者の交通安全の確保が困難になっております。 つきましては、通行者の安全確保のため、歩行者、自転車道路の整備を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一般県道平泉停車場中尊寺線との交差点から毛越寺駐車場前までは、道路両側に幅員3.5mの自転車歩行者道を整備しています。 また、毛越寺駐車場前から一関市巖美町までの区間の自転車歩行者道や自転車道の整備については、北側に整備している幅員2.2mの自転車歩行者道の利用状況や、交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら検討してまいります。早期の事業化は難しい状況です。 なお、路面の損傷については、今後も適切な維持管理に努め、通行者の安全確保に取り組んでいきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 一般県道三日町瀬原線（中尊寺交差点）の無電柱化について</p> <p>国土交通省では、太田川橋から衣川橋までの当該路線を歴史的背景に調和した個性あふれる道路景観を進める地区と位置付け、「平泉アメニティ道路事業」として平成2年から、無電柱化をはじめ歩道整備（インターロッキングブロック舗装）、植樹、歩道の防護柵のデザイン化等が実施され、観光地としての魅力の向上が図られてきました。</p> <p>しかしながら、「平泉の文化遺産」の一つである中尊寺玄関口の無電柱化が実施されておりません。</p> <p>つきましては、世界遺産にふさわしい景観の向上を図るためにも、無電柱化の早期整備について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>世界遺産平泉の玄関口である一般県道三日町瀬原線（中尊寺交差点）の無電柱化については、景観形成の向上や観光振興の面から必要性を認識しています。</p> <p>このため、現在、無電柱化事業を行っている一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区の進捗状況を踏まえながら、事業化に向け検討を進めていく予定です。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>
<p>13 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全・安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力されておりますが、山菜の一部やキノコ類については出荷制限を受けており解除のめどが立っておりません。</p> <p>つきましては、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、出荷制限を受けている山菜等の早期制限解除に向けて全面的支援を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、山菜類の出荷制限の解除に向けて、国の「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的な運用」に基づき、放射性物質濃度の減少傾向を把握するため、モニタリング検査を実施しています。</p> <p>これまでの検査の結果、国の基準値を上回っている状況にありますが、今後も安全性を確認するため検査を実施するなど、出荷制限解除に向けて取り組んでいきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 放射能汚染問題に対する適切な対応について (1) 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと。</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から7年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>本町においては、除染実施計画に基づく公共施設の除染等、放射線量低減化対策や自然減衰により、全般的に放射線量が低下傾向にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、側溝土砂等の清掃・除染にも支障を来しており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>自治体損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに対して平成25年度・26年度分について和解仲介申立を行い、その審理を注視しているところですが、東京電力ホールディングス(株)の消極的な対応が懸念されます。損害賠償として認められなかった項目や平成29年度以降の損害賠償請求など、今後の損害賠償について課題が山積しており、東京電力ホールディングス(株)の誠実な対応が求められています。</p> <p>つきましては、以上のような状況を踏まえて、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと。</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂等の処理に向けて、国に対して除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>(2) 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス(株)が負担するよう働き掛けていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス(株)が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から7年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>本町においては、除染実施計画に基づく公共施設の除染等、放射線量低減化対策や自然減衰により、全般的に放射線量が低下傾向にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、側溝土砂等の清掃・除染にも支障を来しており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>自治体損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに対して平成25年度・26年度分について和解仲介申立を行い、その審理を注視しているところですが、東京電力ホールディングス(株)の消極的な対応が懸念されます。損害賠償として認められなかった項目や平成29年度以降の損害賠償請求など、今後の損害賠償について課題が山積しており、東京電力ホールディングス(株)の誠実な対応が求められています。</p> <p>つきましては、以上のような状況を踏まえて、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス(株)が負担するよう働き掛けていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス(株)が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月に続き、平成28年3月に第2回目の和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じても、被害の実態に則した速やかな賠償を求めてきたところであります。</p> <p>なお、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講じることや、県及び市町村が負担した費用について十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力を指導すること等について、要望しています。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>15 森林病害虫（松くい虫及びカシノナガキクイムシ）等防除（駆除）事業の確保について</p> <p>森林病害虫（松くい虫）等防除事業につきましては、町内での発生当初から継続して対策を実施してきましたが、全体的には減少傾向となっているものの毎年度新たな被害が発生するなど収束する状況にはありません。</p> <p>また、世界文化遺産の中尊寺や毛越寺の松林も被害が続いており、町といたしましても懸命に被害の減少に努めているところでありますが、平成27年度から防除事業費が大幅に縮小になりましたことに苦慮しています。</p> <p>さらに、一昨年12月に本町において初めて「ナラ枯れ被害」が確認されたことから、ナラ枯れ被害対策も松くい虫被害対策同様に効果的な駆除及び予防も含めた総合的な防除対策を講じる必要があります。</p> <p>つきましては、平泉の世界文化遺産という特殊性を考慮していただき、事業費の確保について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>世界文化遺産にある公益性の高い重要な松林やナラ林を森林病害虫被害から守ることは重要であると認識しています。</p> <p>松くい虫被害対策については、伐倒くん蒸による駆除や薬剤散布による防除のほか、倒木被害の予防や景観保全を目的とした枯死木の除去も行っているところです。(B)</p> <p>ナラ枯れ被害対策については、伐倒くん蒸による駆除を行うほか、被害を受けやすい高齢なナラ林を伐採し若返りを促進していきます。</p> <p>今後とも、松くい虫及びナラ枯れ対策の事業費確保と防除に努めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B：2</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 「東稲山麓地域の世界農業遺産」への取り組みに向けた支援について</p> <p>世界農業遺産は、世界的に重要な農業システムを国連食糧農業機関が認定する仕組みであり、平成14年に始まりました。平成30年6月現在では、20カ国50地域、日本においては11地域が認定されております。</p> <p>平泉町では、東稲山麓地域（一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区）の中山間地域農業と麓に広がる北上川流域の複合的な土地利用が、気象から生命を守り、当地域の景観、文化などを育み、地域の暮らしを支える伝統的な農業システムと捉え、東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けて申請エリアである一関市、奥州市、岩手県による東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を平成28年9月に設置し、その取り組みを進めているところであります。</p> <p>今年6月には、世界農業遺産への認定申請及び日本農業遺産の認定申請書類を国に提出しましたが、この取り組みは当地域の活性化を目指すことを目的としており、認定後の取り組みが一層重要となってきます。</p> <p>つきましては、一関市、奥州市との連携強化はもとより、岩手県におかれましては、より緊密な連携や推進態勢が図られるよう一層の取り組みへの支援を賜りたく特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、平泉町を始め、一関市、奥州市等で構成する「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」において、本取組に対する理解促進や機運醸成、さらには地域の活性化を図りながら、申請に向けた準備を進めてきました。</p> <p>平成30年6月、「気象災害から生命を守り、地域を継承してきた東稲山麓地域のリスク管理システム」として農林水産省に認定申請書を提出しましたが、残念ながら一次審査通過には至りませんでした。</p> <p>同協議会では、認定に向けて再申請を目指すことを決定し、課題の整理や有識者からの助言を得るなど準備を始めているところです。</p> <p>また、東稲山麓地域においては、本取組を通じて、活性化に向けた地元の取組が始まっており、県としても引き続き、3市町と緊密に連携を図りながら、地域を支える担い手の育成、企業やボランティア等との連携による地域活動の促進、情報発信等による関係人口の創出などの取組を積極的に支援していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>17 有害鳥獣被害対策事業の確保及び広域的な対策について</p> <p>鳥獣被害については本町においても近年、非常に深刻な問題となっており、基幹産業である農業経営において甚大な被害となっております。</p> <p>農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加と連動するようにツキノワグマ、シカ、ハクビシン、タヌキ等の被害も増加してきていましたが、加えて一昨年からイノシシによる被害が急増したところです。</p> <p>鳥獣被害を減少させるためには、ツキノワグマ、シカ、イノシシといった鳥獣の絶対数を減少させるとともに田んぼや果樹地帯といった人間の生活域と、獣たちの住む生活域を物理的に分断する必要があります。</p> <p>そのために、電気柵設置等の対策の他、狩猟免許取得者を増やす等の取り組みも実施してきましたが、鳥獣被害対策につきましては市町村や県境を越えて広域的な対応が求められます。</p> <p>つきましては、国の補助事業であります「岩手県鳥獣被害防止総合支援事業」の増額等事業費の確保及び県がリーダーシップを取り広域的な対策を検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>本県では、野生鳥獣による農作物被害を防止するために、個体数を適正に管理するとともに、野生鳥獣から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない対策を総合的に実施しているところです。</p> <p>しかし、平泉町における野生鳥獣の農作物被害額は、ここ数年、増加していることから、本年度は岩手県鳥獣被害防止総合支援事業の交付額を増額し、平泉町の鳥獣被害防止の強化を支援しています。また、必要な予算の確保については国に要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。</p> <p>また、農作物被害対策は、市町村の枠を超えた取組が効果的なことから、平成27年度に「県南広域野生鳥獣被害防止対策連絡会」を設置し、各市町の鳥獣被害防止対策協議会にも参加いただきながら、イノシシ被害防止対策等のモデル実証を行い、その成果を他地域へ波及させていくなど、課題解決に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、継続して広域的な取組を実施していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B:1</p>
<p>18 世界遺産登録10周年に向けた支援について</p> <p>平成26年3月に岩手県によって制定された「平泉世界遺産の日条例」は、毎年6月29日の「平泉世界遺産の日」の周知を通じ、平泉の普遍的価値・理念に対する理解を深め、次世代への継承に資するとともに、平成28年には世界遺産登録5周年事業を通じ、それらの意識醸成が図られました。</p> <p>また、国ではインバウンド観光促進のため多様な魅力発信や「東北観光復興対策交付金」を創設し、観光資源の磨き上げに支援いただいているところです。</p> <p>このような状況の中、平成33年には「平泉の文化遺産」は、登録から10年を迎えることとなります。</p> <p>つきましては、本町では「世界遺産連携推進実行委員会」を立ち上げ、イベントの開催や観光誘客などを図って行きたいと考えておりますので、登録5周年同様岩手県におかれましても特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>県では、観光関係事業者などが行う施設内の多言語表示、無料公衆無線LANの整備、宿泊施設における客室の和洋室化に対する支援など訪日外国人旅行者に対する受入態勢の整備を進めるほか、平泉の世界遺産をはじめ広く県内の観光地を周遊する旅行商品の造成を支援するなど、滞在・周遊型観光の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>平泉世界遺産登録10周年に向けた取組については、事業内容及び関係機関・団体が実施する事業への支援を今後検討していきます。</p> <p>また、県では、登録10周年となる2021年に、「道の駅平泉」の隣接地に「平泉の文化遺産」ガイド施設(仮称)の開館を目指し、整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>19 一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOの運営体制整備への支援について</p> <p>定住自立圏を形成している一関市と連携し進めてまいりました当地域の日本版DMO候補法人が、平成30年4月1日に一般社団法人「世界遺産平泉・一関DMO」として設立され、観光地経営の視点に立ったインバウンド観光等による交流人口の拡大と地域一体となった魅力ある観光地域づくりを目指した事業の展開を進めるための事業計画、また併せてDMO候補法人としての運営体制の整備に向けた取り組みを行っているところです。</p> <p>本町といたしましても、当地域の観光による地方創生の大きな柱となる組織として大いに期待しており、連携する一関市とともに事業や運営体制整備に向けた支援を進めているところです。つきましては、自律的かつ継続的な活動をするためには、運営体制の確立と安定的な運営資金の確保が必要となることから、引き続きのご指導を賜りますとともに、一定期間の財政的支援について特段のご高配をお願いいたします。</p>	<p>日本版DMOを核とした観光地域づくりを推進するためには、中長期的な取組が必要であると認識しており、岩手県においては、国に対して、日本版DMOの形成と継続的な取組を促進するため、地方創生推進交付金制度等の継続・拡充を含めた十分な支援策を講じるよう要望しているところです。</p> <p>また、平成29年度にいわて観光キャンペーン推進協議会に設置したDMO推進部会の取組等を通じて、市町村における「日本版DMO」の取組を支援していきます。</p> <p>なお、平成30年度、県南広域振興局では、世界遺産平泉・一関DMOが実施するホームページ新規開設に係る事業に対し、地域経営推進費により支援しました(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>20 企業誘致活動について</p> <p>企業誘致につきましては、トヨタ自動車株式会社が東北拠点化の方針を打ち出しており、特にトヨタ自動車東日本(株)の本社・大衡工場(宮城県大衡村)と岩手工場(金ヶ崎町)の中間に位置する県南地域にとっては大きなチャンスと捉えております。</p> <p>また、東芝メモリ岩手(株)の北上市への立地により、新たな関連企業の誘致が見込まれています。</p> <p>本町としては、自動車及び半導体関連企業の立地が見込まれるうちに、これまで以上に企業誘致活動に取り組む必要があることから、平成28年度において、平泉町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱を定め、本町の優位性を高め企業立地の支援に努めているところです。</p> <p>つきましては、本町への企業誘致について、情報提供やノウハウの教示なども含めて特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、市町村と不断に情報交換や情報共有を行い、緊密な連携を図りながら、企業誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>また、県及び市町村等で組織する岩手県企業誘致推進委員会において、市町村職員等を対象とした研修会を開催し、企業誘致をはじめ、産業振興に関する職員個々の能力向上にも取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、このような研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有しながら、引き続き、貴町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>21 国際リニアコライダー（I L C）の実現について</p> <p>国際リニアコライダーの誘致に関しては、有識者会議による「政府が日本誘致の是非を判断するための検討」が大詰めの段階を迎えており、北上高地への誘致・建設の実現性が大きく高まっております。</p> <p>国際リニアコライダーの実現によって、東北地方は加速器関連産業の集積が進むとともに、国際的な科学研究拠点として世界に大きく貢献することとなり、新たな地方創生につながることを期待されます。</p> <p>つきましては、国に対し日本誘致の方針を早期に決定し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるよう働き掛けるとともに、東北 I L C 準備室が策定するマスタープラン等に基づく具体的な取り組みを進めていくため、県が主導的立場を發揮し、関係自治体が担う役割を明示されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>国際リニアコライダー（I L C）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北 I L C 推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となって I L C 実現に向けた活動を推進してきたところであり、国に対しては、早期に I L C 日本誘致に向けた前向きな方向性を打ち出し、海外からの資金分担と研究参加に関する国際調整や、海外パートナー国との本格的な協議を開始するとともに文部科学省の検討に加え、内閣官房を中心とした省庁横断での評価検討や「超伝導加速器技術」の高度化に向けた国際的技術開発を進めるよう、県、東北 I L C 推進協議会、関係機関が連携して要望を行っているところです。</p> <p>また、東北 I L C 準備室が策定した東北マスタープランに基づき、K E K など関係機関等と連携し、関係機関がそれぞれ担う役割を共有しながら取組を進めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>22 柳之御所遺跡ガイダンス施設の整備について</p> <p>岩手県におかれましては、本年度においてガイダンス施設の基本設計及び展示計画等を実施する予定としているところであり、計画的に施設整備の準備を進めていただいているところです。</p> <p>ガイダンス施設につきましては、平泉の世界文化遺産や拡張登録を目指している関連資産等の価値を高め、広く発信できる施設として、大きな期待を寄せるものであります。</p> <p>つきましては、ガイダンス施設の整備を進めるに当たり、次の事項について、特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) ガイダンス施設を世界遺産「平泉」のガイダンス施設と位置付け、学芸員等の専門職を配置し、広域的な研究ができる施設として整備するとともに、研究成果の発表や文化遺産等に理解を深める場として、ホール等の設置をお願いしたい。</p> <p>(2) 小中学生や家族の学習の場となるよう、体験学習施設として整備を進めていただきたい。</p> <p>(3) 施設整備や運営に当たり、地域住民や観光客との交流が行える地域密着型の施設とするため、運営委員会等の設置をお願いしたい。</p>	<p>県では、「平泉の文化遺産」の価値を世界中の人々に広く伝え、後世へと継承するための拠点施設として、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）の整備に向けた取組を進めています。</p> <p>平成30年3月には、平泉遺跡群調査整備指導委員会及び平泉町など地元関係機関を構成員とする岩手県世界遺産保存活用推進協議会の意見を踏まえ、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設基本計画（素案）を取りまとめています。当該素案について、地域住民への説明会やパブリック・コメントを実施し、頂いた意見に基づき、研究者等のニーズを充実させた内容へ修正し、平成30年6月にガイダンス施設基本計画を公表したところです。</p> <p>基本計画では、6つの事業（ガイダンス、展示・情報発信、体験・学習、収蔵・保存管理、調査研究・情報集積、管理運営・プロデュース）を展開するため、展示室、学芸研究員室や多目的利用を想定した体験学習スペース等の設置を盛り込んだところです。（B:2 (1) (2)）</p> <p>今年度は、基本計画に基づき、建築及び展示内容の設計を進めており、運営体制等については、世界遺産のガイダンス施設としてふさわしい運営のあり方について総合的に検討していきます。（B (3)）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:3</p>